

磐田市長等の政治倫理に関する条例（骨子案）に対する意見募集の結果一覧表

- 1 募集期間 令和2年12月19日（土）～令和3年1月18日（月）
- 2 提出状況 7件（2名）
- 3 意見概要とそれに対する市の考え方

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	1 目的	「教育長、管理職級」を追加	管理職級の職員は一般職の職員で、地方公務員法及び磐田市職員倫理規程が適用されます。 市長等は特別職の公務員となり、同法は適用されないことから、本条例で政治倫理の規律の基本となる事項を定め、適用範囲とするもので、教育長を含むものです。
2	5 政治倫理委員会の設置の(3)	「高い識見を有し、利害関係のない者のうちから」を追記	公正な判断をすることができることを規定しており、2 市長等の責務においては「自ら進んで高潔性を明らかにして誠実に職務を執行しなければならない」としているため、市長の委嘱についても公正を期して行われるものと考えています。
3	6 委員会の所掌事務の(3)	「途中経過および最終結果を公表する。」を追記	委員会は原則公開で行い、会議録等は公開されるため、途中経過及び最終結果はその都度公表されるものと考えています。

4	7 調査の請求等	「また、調査内容について公表する。」を追記	委員会は原則公開で行い、会議録等は公開されるため、調査内容については公表されるものと考えています。 市長等は、自ら疑いの解明に努めなければならないことを規定することで公表するよう考えています。
5	9 委員会の報告に対する市長等の措置	「また、報告について速やかに公表する。」を追記	委員会の報告は、最終結果を速やかに公表することになると考えています。
6	2 市長等の責務	「職責又は市民に与える影響力を深く自覚し」に改め、影響力があることを強調したらどうか。	市長等に与えられた権限等について深く自覚することを規定しているところで、市長の職責には、当然に与える影響力は含まれているものと考えています。
7	4 政治倫理基準の(1)	「不当に金品を授受しない」を「不当に金品等を授受しない」に改め、金品以外の飲食の接待なども含めたらどうか。	政治倫理基準の(1)～(4)は、遵守すべき代表的な基準を列挙し規定しています。 飲食の接待については、政治倫理基準の「(5)市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に含まれるものと考えています。

いただいたご意見は、条例の制定にあたり参考にさせていただきます。